

# いじめ防止等のための基本的な方針



令和5年4月

上里町立上里中学校

# 目 次

はじめに	1
1 基本方針の策定	1
2 いじめ防止のための対策に関する事項	1
A いじめの防止等のために本校が実施する施策	1
(1) 本校におけるいじめの防止の対策のための組織の設置	1
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	1
B 重大事態への対処	1
(1) 重大事態への対処の流れ	1
(2) 教育委員会または本校による調査	1
3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	1

## はじめに

埼玉県では、平成24年8月に知事部局、教育局、警察本部が連携して「埼玉県いじめ問題対策会議」を設置し、いじめの防止等（いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処をいう。）についての協議を行ってきた。また、同年11月には、「いじめ撲滅宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言したところである。これに基づき、埼玉県では、対策会議においていじめの防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。

基本的な方針は、これらの対策をさらに実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進基本法第12条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 基本方針の策定

本校は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、埼玉県の基本方針を参考にし、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を定める。

基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見・いじめへの対処が、学校において組織的・計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取り組みの検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、基本方針が本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直し、PDCAサイクルを盛り込む。

## 2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### A いじめ防止のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめ防止の対策のための組織の設置

①いじめ防止を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策部会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援員

< 活動 >

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート・教育相談等）

イ いじめの防止に関すること

ウ いじめ事案に対する対応に関すること

エ いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒理解を深めること

<開催>

- ・週1回を定例会とし、開催する。(生徒指導・いじめ対策部会)
- ・重大な事態に対処するため、「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、教務、学年主任、特別支援学級主任、該当学年生徒指導担当及び教育相談担当

<開催>

適宜開催する。

## (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

### ①いじめの未然防止

ア 学級・学年・部活動等で、互いに認め合える人間関係・学校風土づくりを推進するとともに、協同的な学びを進める中で、道徳の授業や体験活動、及び人権教育の充実を図る。そして生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団作りを行う。

イ 生徒の変化をとらえるために、毎月学校生活に関するアンケートを実施するとともに、毎日の「やりとり帳」の有効活用を図るものとする。

ウ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒とのかかわりを深める。

エ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

オ いじめに関する職員研修を行う。

カ 教育相談活動の充実を図る。

### ②いじめの早期発見

ア いじめ調査等

学校生活アンケートの実施(原則として8月を除く毎月実施)

教育相談をする機会の設置(5月、11月)

イ いじめに関する相談

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、相談員、養護教諭、スクールカウンセラーを活用する。

### ③いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報・相談を受けた場合は、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、すみやかに組織的に対応し、事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、組織的に対応する中でいじめをやめさせる。また再発を防止するため、いじめを受けた生徒を守り通すとともに継続的に支援を行い、いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅

然とした態度で指導する。

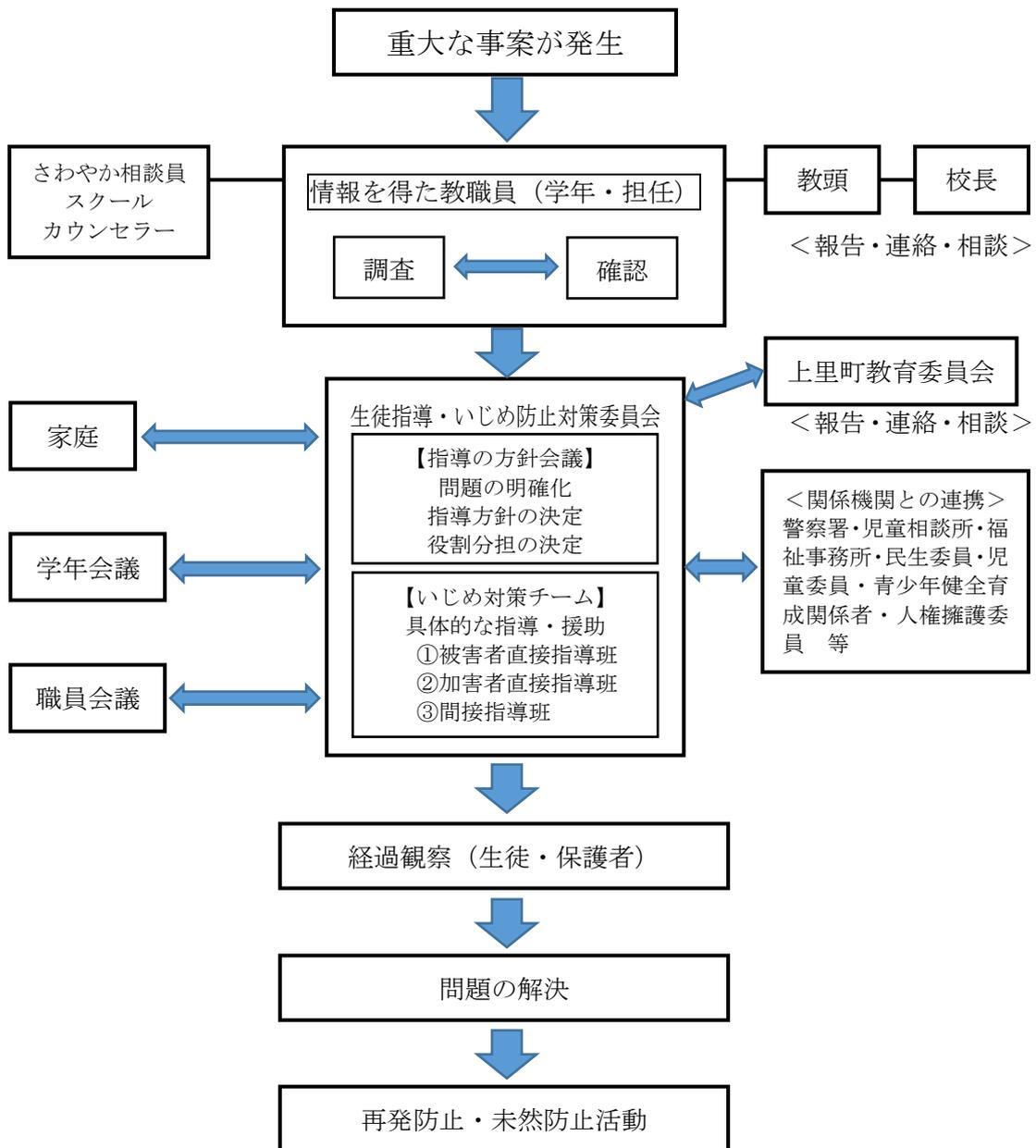
ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ 教職員全員への共通理解を行い、保護者との協力のもと、継続的に生徒への指導と保護者への助言を行う。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## B 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ



## **(2)教育委員会または本校による調査**

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、上里町教育委員会に速やかに報告する。
- ②上里町教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## **3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項**

基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直しを行う。

(追記)

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定